

『歴代表文集』注釈(四)

安藤, 信廣 / アンドウ, ノブヒロ

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

17

(開始ページ / Start Page)

305

(終了ページ / End Page)

317

(発行年 / Year)

1991-03-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015706>

『歴代表文集』注釈(四)

安藤信広

△本文 IV▽ 康熙五十八年十一月二十二日表文

琉球國中山王、臣尚敬、誠權誠忭、稽首頓

首、謹奉レ

表上レ言。伏以

聖武弘昭、特重⁽⁴⁾内⁽³⁾屏之任⁽¹⁾、

皇文丕振、復膺⁽⁶⁾外⁽⁵⁾翰之權⁽⁷⁾。

隆⁽⁸⁾體統於藩臣⁽⁹⁾、安⁽¹⁰⁾内而兼攘⁽²⁾外⁽¹⁾、

煥⁽¹¹⁾規模於舊制⁽¹⁾、緯⁽¹²⁾武卽是經⁽¹³⁾文。拜⁽¹⁴⁾

命增虔、撫⁽¹⁴⁾躬益勵⁽¹⁾。恭惟、

皇帝陛下、

道隆⁽¹⁵⁾堯舜⁽¹⁾、

德邁⁽¹⁶⁾湯⁽¹⁾武⁽¹⁾。

統⁽¹⁷⁾六合⁽¹⁸⁾而垂^レ衣、教^レ仁必先教^レ孝、

開⁽¹⁹⁾九重⁽²⁰⁾以典^レ禮、作⁽²¹⁾君又兼作^レ師。臣敬世守⁽²²⁾

藩疆⁽²³⁾、代供⁽²⁴⁾貢職⁽²⁵⁾。荷⁽²⁶⁾

龍章之遠錫⁽²⁷⁾、鮫島生^レ輝。沐⁽²⁸⁾

鳳詔之⁽²⁹⁾追諭⁽³⁰⁾、海隅⁽³¹⁾祖廟⁽³²⁾增^レ色。對⁽³³⁾

天使⁽³⁴⁾而九叩⁽³⁵⁾、望⁽³⁶⁾

象闕⁽³⁷⁾以三呼。謹遣⁽³⁸⁾陪臣向龍翼、程順則等、虔齋⁽³⁹⁾

土物⁽⁴⁰⁾、聊表⁽⁴¹⁾芹私⁽⁴²⁾。伏願⁽⁴³⁾

乾行不_レ息_〇

澤沛彌崇_〇

統_二王會_一以開_レ圖_〇、合_二車書_一者千八百國_〇

占_二天時_一而應_レ律_〇、驗_二禎祥_一於三十六風_〇。將_レ見_二文

麟獻_レ瑞_〇、彩鳳來儀_一矣。臣敬無_レ任_二瞻_レ

天仰_レ

聖、激切屏營之至_一、謹奉_レ

表、稱_レ

謝以

聞。

康熙五十八年十一月二十二日、琉球國⁽⁴²⁾

中山王臣尚敬、謹上表。

〔訓読〕

琉球国中山王、臣尚敬、誠に懼び誠に忪び、稽首し頓首し、謹んで表を奉じて言を上る。
伏して以るに、聖武弘く昭らかにして、特に内屏の任を重しとす。皇文丕いに振ひて、復た外
翰の権を膺く。体統を藩臣に隆んにし、内を安んじて兼ねて外に攘らん〔懐けん〕。規模を旧制に煥
かし、武を緯にして即ち是れ文を經にせん。命を拝して増々虔しみ、躬を撫して益々励まん。
恭みて惟ふに、皇帝陛下は、道は堯・舜よりも高く、功は湯・文〔武〕に邁れり。六合を統べて
衣を垂れ、仁を教へては必ず先んじて孝を教ふ。九重を開きて以て礼を典り、君と作り又兼ねて師
と作る。

臣敬 世々藩疆を守り、代々貢職を供す。龍章の遠く錫はるを荷ひ、鮫島輝きを生ず。鳳詔の遙かに頒たるに〔追諭に〕沐し、海隅〔祖廟〕色を増す。天使に對ひて九叩し、象闕を望んで以て三呼す。謹んで陪臣向龍翼・程順則等を遣はし、虔んで土物を齎らし、聊か芹私を表はさん。

伏して願はくは、乾行息まず、沢沛の彌々崇んならんことを。王会を統べて以て図を開き、車書を合する者 千八百国ならんことを。天時を占して律に應じ、禎祥を三十六風に驗せんことを。將に文麟の瑞を献じ、彩鳳の來儀するを見るべし。

臣敬 天を瞻み聖を仰ぎ、激切屏營の至に任ふる無く、謹んで表を奉じ、謝を称して以て聞す。康熙五十八年十一月二十二日、琉球国中山王臣尚敬、謹んで表を上る。

〔魏學源原注〕

① 屏翰 「詩經」云、之屏之翰、百辟爲憲。又「詩」大雅・板篇、大拜維屏、大宗維翰。註、大拜、強國也、大宗、強族也、翰、翰也。「典要」云、強大之拜、捍禦于藩服、國之屏也、盛大之族、保障于多方、國之翰也。按「字典」云、翰・幹、皆通「楨」之幹、楨幹、築牆所立兩木也。又「書」費誓篇、峙乃楨幹。孔傳、題曰楨、旁曰幹。楨、當「牆」兩端一者也、幹、在「牆」兩邊一者也。

② 攘讓也、推也。

③ 作君又兼作師 「書」泰誓云、天佑下民、作之君、作之師。

④ 鳳詔 石季龍詔書、以「木鳳」銜之而下。

- ⑤ 乾行 乾卦象云、天行健、君子以自強不_レ息。
- ⑥ 千八百國 「歷科表」、會_二千八百_一以來同。註云、傳、武王克_レ商、封_二建諸侯_一、蓋千八百國。○「管子」曰、禹決_レ江疏_レ河、隨_レ山刊_レ木、平_二水土_一、定_二千八百國_一。
- ⑦ 應律・三十六風 「歷科表」、占_二天官_一而應_レ律、驗_二禎祥於三十六風_一。註、漢武帝時、西域使者云、嘗占東風應_レ律、十旬不_レ休、青雲干_レ呂、連月不_レ散、意_三中國有_二賢君_一、故來貢獻。○「論衡」、太平之世、五日一風、十日一雨。按_レ此、則三十六雨、七十二風。○類書云、一歲三十六雨、天地之氣宣、運也。又「京房易候」、十日一雨儀、凡三十六雨、時若之應。

〔注釈〕

- (1) 中山王 尚敬は、ハ本文ⅢⅤで扱った「康熙五十七年九月十七日表文」までは自分を「中山王世曾孫」と称していたが、このたびの表文から「中山王」と名乗っており、清朝から即位を認められ正式の冊封を受けたものと考えられる。
- (2) 誠懼誠怵 心よりよろこび、心よりたのしむ。「懼」も「怵」も、よろこびたのしむ意。通常この部分は「誠惶誠恐」(誠に惶れ誠に恐しみ)と恐懼の意を述べるべき部分であるが、本文のようになっていいる。それは、これが、中山王冊封への謝意を表すための表文であるためと考えられる。
- (3) 聖武 天子の勇ましき。「聖」は、天子に関わる事物につける語で、天子のもつ超人的で優れた力を表す。「武」は、武徳、武威。
- (4) 内屏之任 国家をまもる塹となる任務。「屏」は、土をつきかためた土塹。諸侯の封国は、天子をまもる垣根とされたので、このように言う。
- (5) 皇文 天子の文化的な力。天子の文徳。

(6) 膺 うける。膺受する。

(7) 外翰之權 国家をまもる支え木となる権限。諸侯として、天子から与えられる権限。「翰」は、「幹」かん「幹」と同じ。土をつきかためて土塼を作るとき、塼の両端に立てる木を「楨」と言い、塼の両側面に立てる木を「榦」と言う。その「楨」「榦」を支え木として板を張りめぐらし、その中に土を入れてつきかためて小さな土塼から大きな城壁までを作る。注(4)の「内屏」は、土塼そのものを言い、この「外翰」は、それを支える木を言う。両者ともに天子の藩屏はんぺい(かきね)たる諸侯の封国を指す。〔魏注〕「詩経」に云ふ、「之れ屏 之れ翰、百辟 憲と為す」と。又「詩」大雅・板篇に、「大捍 維れ屏、大捍 維れ翰」と。註に、「大捍は、強固なり。大宗は、強族なり。翰は、幹(魏注に翰とあるのは誤記。編者注)なり。『典要』に云ふ、「強大の捍、藩服を捍禦す、国の屏なり。盛大の族、多方を保障す、国の翰なり」と。字典を按ずるに、翰・幹は、皆 楨榦の榦に通ず。楨榦は、牆を築くに立つる所の両木なり。又『書』費誓篇に、「乃の楨榦を峙へよ」と。孔伝に、「題を楨と曰ひ、旁を榦と曰ふ」と。楨は、牆の両端に当たる者なり。翰は、牆の両辺に在る者なり。

(8) 體統 定まっているさま。うけつがれてきている制度。

(9) 藩臣 諸侯の臣下。諸侯の封国は、朝廷の藩屏であるから、その諸侯につかえる家来を藩臣と言う。ここでは、琉球国の朝廷の臣下。

(10) 攘外 外国に対してゆずる。「攘」は、相手にゆずる意。「攘」は、はらう、おいはらう意に用いられることが多いが、魏学源の書きこみの注では、ゆずる意であることを明示している。なお、「攘」の右側に「懷」と書きこまれている。これは、「攘」は「懷」の誤り、または「懷」に改めるべきだとの魏氏の注記と考えられる。それに従うなら、外国からなつかしまれるようにする意。〔魏注〕攘、讓なり、推なり。

(11) 規模 てほんとなる制度。「規」は、ぶんまわし、コンパス。「模」は、木型。

(12) 緯武 武事をよこ糸とする。武威を、政治の補助として治める。「緯」は、よこ糸。布を織るとき、たて糸に対して横に通す糸。

(13) 經文 文事をたて糸とする。文徳を、政治の中軸として治める。「經」は、たて糸。布を織るとき、まずはじめに織機にすえられ、布地のできや模様を決定するので、ものごとの根幹や不変の道理を意味する。

(14) 撫躬 からだをしつかりと保つ。わが身を正す。

(15) 堯舜 △本文Ⅲ▽注(10)参照。

(16) 湯文 △本文Ⅲ▽注(11)参照。なお、本文では、「湯武」となっており、それを消して「湯文」と改めてある。「武」ムでは発音が仄声●になってしまい、平仄の規則に合わない。そこで、「文」wenに改めて平声○としたのであろう。もしもそのまま「湯武」であれば、殷の湯王と周の武王。武王は文王の子で、殷を滅し周王朝を始めた。

(17) 六合 全世界。天(上)・地(下)・東・西・南・北を言う。

(18) 垂衣 △本文Ⅰ▽注(16)参照。

(19) 九重 宮廷。もとは、高い天を指す語。転じて天子の宮廷を言う。

(20) 典禮 礼をつかさどる。「典」は、てほんを示し、つかさどる意。

(21) 作君又兼作師 君主となり、またあわせて教師となる。「作」は、なる意。〔魏注〕「書」泰誓に云ふ、「天 下民を佑たすけ、之これが君と作なし、之これが師と作す」と。

(22) 藩疆 封国の国境。諸侯の国の領域。「疆」は、さかい、領土の境界を言う。

(23) 貢職 みつぎもの。

(24) 龍章 天子の文章。「龍」は、天子を象徴する。ここでは、尚敬を中山王に冊封する旨の詔勅を指すか。

(25) 蛟島 蛟人(人魚)の住む島。琉球国を謙遜して言ったもの。△本文Ⅲ▽注(15)参照。

(26) 鳳詔 天子の詔勅。後趙の時代、木でつくられた鳳凰の口に詔書をふくませて楼の上からおろし発布したことによる。「魏注」石季龍の詔書は、木鳳を以て之を銜くはまして下す。

(27) 追諭 送られてきた告諭。「諭」は、天子が人民にさとし聞かせるための文書。但し、この語は不適切と考えられたためか、傍点を附して「遙頒」に改めるよう右側に書き添えている。いま「遙頒」に従う。

(28) 祖廟 先祖のみたまや。「廟」は、先祖の霊をまつる建物。ここでは、琉球国王家の祖廟を言う。但し、この語は不適切と考えられたためか、傍点を附して「海隅」に改めるよう右側に書き添えている。いま「海隅」に従う。

(29) 天使 天よりの使い。皇帝からの使者。ここでは、清朝皇帝（康熙帝）よりの、中山王に封ずる旨を伝える冊封使。

(30) 九叩 九度、叩頭する。「叩」は、叩頭、叩首。頭を地面にたたきつけておじぎをすること。

(31) 象闕 宮城の門。「象」は、法、規則を言う。古代、法律を城門の上から垂れ懸けて衆知させたので、その門を「象闕」と呼んだ。「闕」は、凹字形の平面構成をもつ門。

(32) 向龍翼・程順則 中山王の臣下の名。伝未詳。

(33) 芹私 野の芹せりを贈る私の心情。粗末でも心のこもった品を贈る心情。△本文Iⅴ注(23)参照。

(34) 乾行 天の運行。「乾」は、易の卦の名で、天のはたらきを象徴する。「魏注」乾卦の象に云ふ、「天行健けんなり、君子以て自強けんして息やすまず」と。

(35) 澤沛 天子のめぐみ。「澤」は、うるおいの意で、万物をうるおす天子のめぐみを言う。「沛」は、めぐみがさかんにゆきわたるさま。

(36) 王會 △本文Iⅴ注(29)参照。

(37) 合車書 △本文Iⅴ注(8)参照。

(38) 千八百國 周の武王が殷を滅したのち、諸侯を封建したが、それが千八百にのぼったことを言う。多くの諸侯の国々が中国に服属すること。〔魏注〕『歷科表』に、「千八百を会して以て来たり同ず」と。註に云ふ、「伝に、武王 商に克ち、諸侯を封建すること、蓋し千八百國なり」と。○『管子』に曰く、「禹 江を決し河を疏し、山に隨ひ木を刊り、水土を平らかにし、千八百國を定む」と。

(39) 應律 音律にかなう。自然現象が節度になつてゐること。「律」は、音調。一オクターブを十二分し、うち陽の六つの音調を律、陰の六つの音調を呂と呼び、あわせて十二律と言う。その音律の秩序によつて自然現象の秩序を説明するのである。〔魏注〕『歷科表』に、「天官を占ひて律に應じ、禎祥を三十六風に驗す」と。註に、「漢の武帝の時、西域の使者云ふ、嘗て占ふに、東風律に應じ、十旬休まず、青雲呂を干し、連月散ぜず、中国に賢君有るを意ひ、故に來たりて貢獻す」と。○『論衡』に、「太平の世は、五日に一風あり、十日に一雨あり」と。此を按ずるに、則ち三十六雨、七十二風なり。○類書に云ふ、「一歳三十六雨、天地の氣宜し、運なり」と。また『京房易候』に、「十日一雨の儀、凡て三十六雨、時若ふの應なり」と。

(40) 禎祥 めでたいしるし。

(41) 三十六風 太平の世に吹く、十日に一度の時宜になつた風。

(42) 康熙五十八年 西曆一七一九年。

〔訳文〕

琉球国中山王たる臣尚敬は、心より喜び、心よりうれしみ、首を地につけ、額を地面にうちつけ、謹で表文を奉り、言葉を申し上げます。

伏して思いますに、天子の聖なる武威がひろく昭らかになっておりますために、とりわけ（今 臣

は）朝廷をまもる藩屏としての（琉球国中山王としての）任務を重々しくうけたまわりました。また天子の皇かしい文徳がおおいに振るわれたために、（臣は）牆壁をささえる支え木にもたとえられる諸侯としての権限を拝受いたしました。（かく琉球国中山王の冊封をいただきました上は、）定められた正しいきまりを藩臣たる琉球の家臣たちにさかんに明らかにし、国内を安らかに治め、あわせて近隣の諸外国がなつき交わるように致すでありましょう。てほんを古来の制度にてらしてかがやかせ、武徳をよこ糸にし文徳をたて糸にして政治をとり行うであります。天子の御命令を拝受して、いよいよみずからをつつしみ、わが身を正しはげまして、ますます政務にはげむであります。

恭んで考えますに、皇帝陛下の体現しておられる道は、堯や舜よりも高く、その徳は湯王・文王にもまさっております。天地四方を統べ治め、衣を垂れるだけで天下を安らかにし、万民に仁を教え、何よりも孝を大切にしておられます。また九重の天を開いて礼のてほんをつかさどり、万民に君主となり、またあわせて師範となっておられます。

臣尚敬は、世々藩屏の国土たる琉球国を守り、代々みつぎの品を中国にささげて参りました。（そして今、琉球国中山王に封ずるとの）天子のお言葉を遠くより賜わるのに接し、人魚の島とも言ふべき琉球の島々には喜びの輝きが生い出でております。また今天子の詔勅がはるかに頒ち与えられた恩恵に浴し、海のかたすみなる琉球の島々にも歓喜のいろどりがいや増しております。（臣は）天子よりの使者に接して九度叩頭し、天子の宮殿の方角を望んで三度謝辞を呼びました。謹んで天子の

陪臣たる向龍翼・程順則らを遣わし、つっし虔んで我が国土のそまつな品物をさしあげ、ともかくもささやかな私の真情を表したく思います。

伏して願いますには、天の運行のごとき天子の政治まつりごとがどこまでも続き、その沢沛みめぐみのいよいよさかんでありますことを。万国の王の使者たちを集めてそれを画に描き、中国の法制にのつとる国々が千八百の多くにのぼりますことを。天の時を占つては天の運行を律呂（法則）にかなわしめ、めでたいしるしを一年に三十六度吹く順風の中にたしかめられますことを。いままさに文あやある麒麟きりんが瑞祥をたてまつり、彩いろどりうるわしい鳳凰ほうおうが来たり舞わんとしております。

わたくし臣敬は、天を望み聖天子を仰ぎ見、我が心あまりにも激しく恐れおののくにたえきれず、ここに謹つつしんで上表文をたてまつり、（臣の）感謝を申しのべ、上聞に達するよう申し上げます。

康熙五十八年十一月二十二日、琉球国中山王たる臣尚敬が、謹んで表文をさし上げます。